



くしろ地域孤独・孤立対策官民連携 プラットフォーム

北海道釧路総合振興局保健環境部社会福祉課
令和7年2月28日

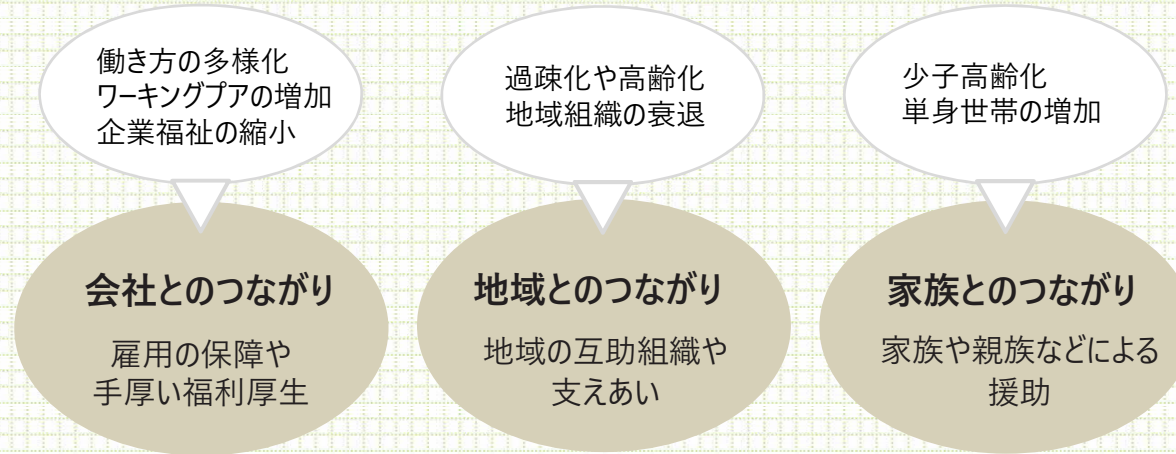
- 1 孤独・孤立とは**
- 2 地方公共団体の役割**
- 3 これまでの取組**
- 4 プラットフォーム形成**

1 孤独・孤立とは

孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが**孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」（一般的な捉え方）

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

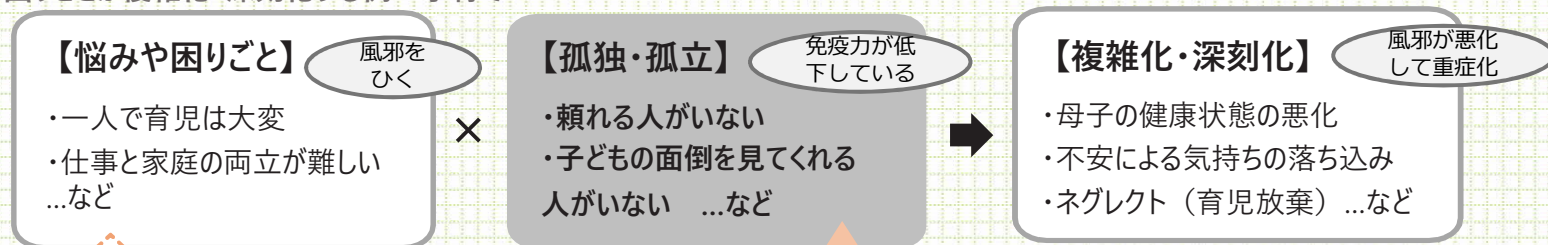
「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て



各種支援制度・
相談窓口等による
支援

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

→ 日常にある「つながり」が必要

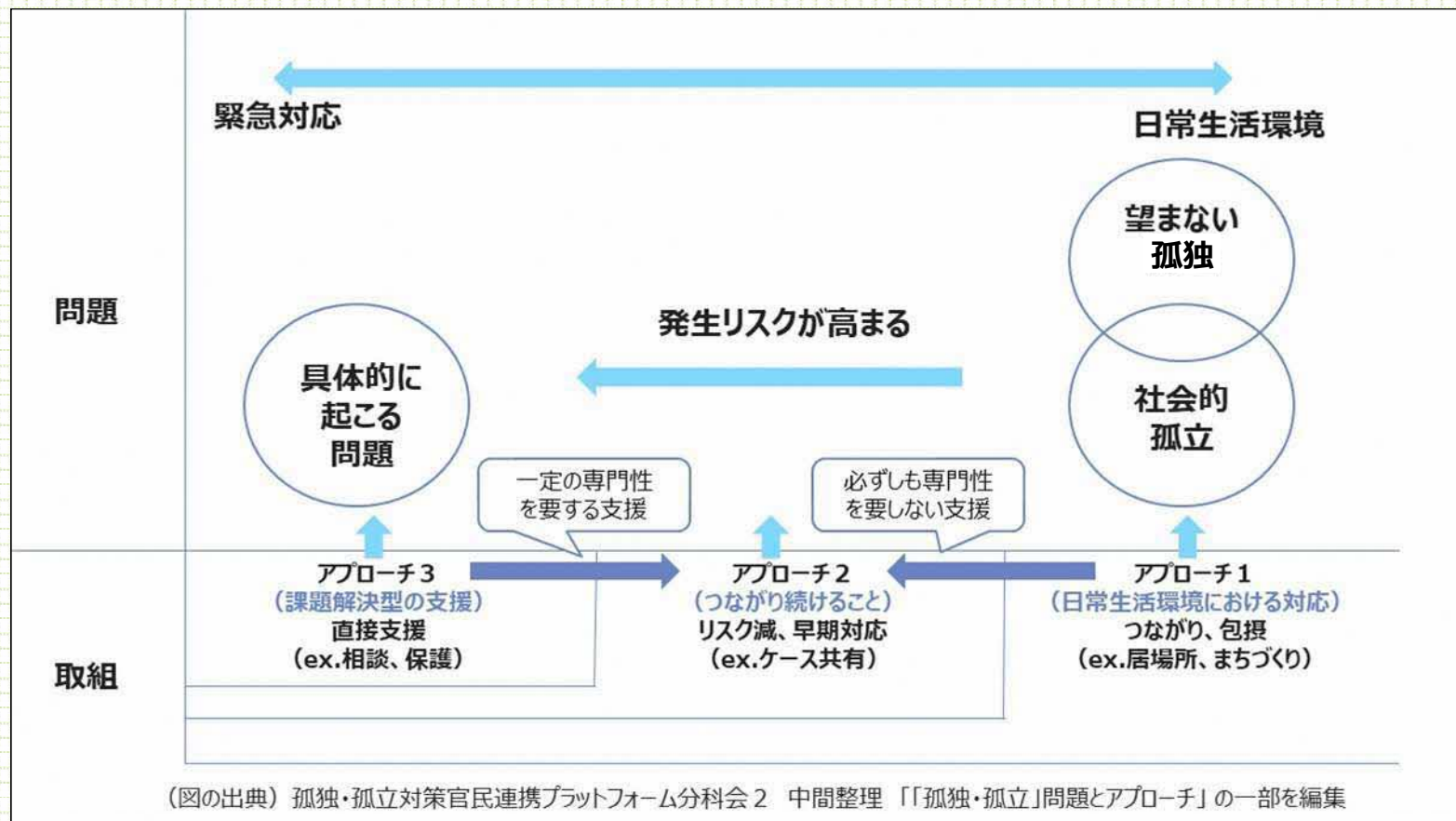
（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「予防」
の観点

孤独・孤立について（「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像）

「孤独・孤立」の問題とアプローチの全体像

孤独・孤立対策においては、アプローチ3「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応(相談支援体制等)」のみならず、アプローチ1「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」、さらにアプローチ2「つながり続けること」が、**予防や早期対応の観点**からも重要。



孤独・孤立について（まとめ）

孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会全体
の問題。

孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野で
必要とされている。

孤独・孤立に取り組む
必要性や対策は、福祉分野だけの
ものじゃないんだ！



孤独・孤立に寄り添う光の妖精 ヒカリノ

2 地方公共団体の役割

孤独・孤立対策推進法①

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

孤独・孤立対策推進法②

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

→地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、お互いに学び合いそれぞれのエンパワーメントを目指す「**水平的連携**」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない**多様な主体の参画**
（例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる）

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

プラットフォームづくりの方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

→個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等間で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等より限定的な主体が構成機関等となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2（略）

孤独・孤立対策推進法③

国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

地方自治体における住民向けの啓発活動

（参考）国の取組

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

（参考）国の取組

「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行

人材の確保（第12条）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進
「つながりサポーター」の育成等**

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
 ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体的な支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

各地方自治体における対応（イメージ）

孤独・孤立対策担当部署の決定・庁内連携体制の構築

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

民間団体・NPO
との対話、連携

孤独・孤立対策地域協議会の設置

ウェブサイトやSNSを通じた発信
キャンペーン・イベント実施

相談窓口の設置・既存の相談窓口の連携

つながりサポーターの養成

各地域の孤独・孤立の実態把握

NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり

※地域の実情に応じて取組を検討・組み立て

福祉分野にとどまったら、ボク悲しいな・・・
首長さんのリーダーシップにも期待したいな。



分野横断・官民の垣根を
超えた連携が
とっても大事！



・孤独・孤立対策推進交付金（都道府県）
・地方版プラットフォーム事業（市町村） による対応が可能

3 これまでの取組

政府のこれまでの主な対応

- 令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置 **司令塔機能**
- 令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ **政府内連携**
- 令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始 **予算確保**
- 令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開 **広報周知啓発**
- 令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施 **実態把握**
- 令和3年12月 孤独・孤立対策の重点計画の決定 **理念・方針**
- 令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始 **地方の官民連携促進**
- 令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行 **相談支援**
- 令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立
令和6年4月 施行 **法律**
- 令和6年6月 **法に基づく、孤独・孤立対策重点計画の決定**
理念・方針重点を置いて取り組むべき事項

民間団体・NPOとの対話、連携

政府全体での対応、民・NPOとの連携がポイントだね！



あなたのための支援があります 「あなたはひとりじゃない」ウェブサイト

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室

官民連携プラットフォーム設置




5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です

「孤独・孤立対策強化月間」ウェブサイト

ひとりぼっちだと感じる孤独、人とのつながりが少ない孤立、こうした感情や状態を、あなただけのものと思っていませんか？
もう、ひとりで悩まない、みんなで支え合う社会へ

(出典：令和6年6月21日版内閣府作成資料)

道のこれまでの取組

R4年度	R5年度	R6年度（予定含む）
<p>1 プラットフォーム設立準備会の開催</p> <p>R5年度以降のプラットフォーム設立に向けた、道と民間団体等計13団体による設立準備会を開催 (①R5.1.23、②R5.3.14 かでる2・7)</p>	<p>1 ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置、会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道と民間支援団体からなる幹事会員(14団体)と市町村等の会員(368団体)で設立 (R5.10) ・第1回会議を開催(R5.10.26、かでる2・7) ・見守り活動連携会議と統合 (R6.3) 	<p>1 ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会員(15団体)と市町村等会員(396団体) (R6.5.31) ・令和6年度会議を開催(R6.6.6、かでる2・7)
<p>2 実態把握</p> <p>孤独・孤立の要因と考えられる課題を抱える方の把握や支援施策等を検討するため調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道民を対象としたWEB調査 ②道内の民生委員を対象とした書面調査 ③道内の支援機関等を対象とした調査 	<p>2 道民理解の促進</p> <div style="text-align: center;">  <p>ロゴマーク ほっかいどう 孤独・孤立 支援プラットフォーム</p> </div> <p>(1)広報啓発ツールの作成 道オリジナルロゴマーク及び啓発物品（ポケットティッシュ、シャープペンシル、広報動画等）の作成</p> <p>(2)啓発イベントの開催 一般道民を対象に「ゆるやかなつながりの大切さトークライブ」の開催 (R6.2.23、イオンモール札幌発寒、約400名、ピアニストふみ氏、読書オタなつみ氏、内閣官房政策参与大西氏)</p>	<p>2 強化月間（5月）を中心とした広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進強化月間（5月） 道庁1階特設展示（17～20の2日間）、セイコーマートの店内放送（13～19の7日間）、街頭大型ビジョンの放映（18～24の7日間） 他 ・年度内 ポスター、リーフレット等を作成・配布予定
<p>3 シンポジウムの開催</p> <p>支援者を対象に、国や道の実態調査結果などをもとに孤独・孤独につながる背景や取組の現状についての報告、パネルディスカッションを実施 (R5.2.14、かでる2・7、66名(会場/オンライン)参加、内閣官房政策参与大西氏、コミュニティワーク研究実践センター佐渡氏)</p>	<p>3 支援職員向け研修の開催</p> <p>市町村や支援者等を対象に「ひきこもり支援セミナー」の開催 (R6.1.29、共済ホール、484名(当日342名、配信142名)参加、お笑い芸人髭男爵山田ルイ53世氏、斎藤教授(筑波大学)、内閣官房政策参与大西氏)</p>	<p>3 14振興局単位での孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置</p> <p style="text-align: center;">年度内に順次設置予定</p>
<p>4 支援制度・支援を行う民間団体等情報の一元化</p> <p>行政の支援施策や支援を行う民間団体にアクセスしやすくなるよう、民間支援団体が開発した相談窓口などを自動で案内するアプリ「北海道支援情報ナビ」について、道も協力して内容充実や周知を実施</p>	<p>4 道内各地域における官民連携プラットフォームのあり方検討</p> <p>モデル地域(釧路)関係者の意見交換等を踏まえ、あり方を検討した報告書を作成 (R6.3)</p>	

ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて

1 目的・活動内容

(1)目的

北海道における孤独・孤立対策に取り組む行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげる

(2)活動内容

- 孤独・孤立対策の推進に向けた啓発
- 行政機関及び支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- 孤独・孤立対策に関する好取組やノウハウの共有
- その他本会の目的を達成するために必要な取組

2 構成団体

幹事会員

孤独・孤立対策に関する中核的な役割を担う団体

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ①(社福)北海道社会福祉協議会 | ⑧北海道児童養護施設協議会 |
| ②(特非)北海道NPOサポートセンター | ⑨(社福)北海道母子寡婦福祉連合会 |
| ③(社福)北海道いのちの電話 | ⑩北海道シェルターネットワーク |
| ④道南ひきこもり家族交流会「あさがお」 | ⑪(公財)北海道民生委員児童委員連盟 |
| ⑤北海道ひきこもり成年相談センター
札幌市ひきこもり地域支援センター | ⑫北海道地域定着支援センター |
| ⑥(一社)北海道総合研究調査会 | ⑬北海道町内会連合会 |
| ⑦(一社)北海道ねっとわーく | ⑭登別市 |
| | ⑮北海道 (※) |
- 15団体

※ 総務部危機対策局危機対策課 保健福祉部健康安全局地域保健課 経済部労働政策局雇用労政課
総合政策部国際局国際課 保健福祉部福祉局地域福祉課 経済部労働政策局産業人材課
総合政策部地域創生局地域政策課 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 教育庁総務政策局教育政策課
総合政策部次世代社会戦略局DX推進課 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 教育庁総務政策局社会教育課
環境生活部くらし安全局道民生活課 保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課 教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課
環境生活部くらし安全局消費者安全課 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
保健福祉部総務課 北海道警察本部生活安全部人身安全対策課

会員

孤独・孤立対策に関連する取組を行う団体

- ・市町村
- ・市町村社会福祉協議会
- ・参加を申し出た団体

396団体
(R6.5.31現在)

4 プラットフォーム形成

官民連携プラットフォームとは？

■ プラットフォームとは「基盤」のこと

- 相談を受け止めたり、個別ケースを協議したりする場ではない。（→これは地域協議会の役割）
- 支援機関などの関係者が、孤独・孤立の問題に取り組むときに、より「連携」しやすく、さまざまな社会資源を、活用しやすくするための「基盤」となる働きをする。



プラットフォームは会議体ではない

地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が
顔の見える関係、ネットワークを構築し、
連携協働を推進

北海道の場合



全道一円では、
地域の住民や関係者から
遠く、関係者も広範囲で
多すぎる。

地域ごとの
プラット
フォームが
必要

振興局単位でP Fを形成する理由について

北海道の特徴（広域分散型、多様な地域特性）

- 市町村数179（2位の長野県の2.3倍）
- 地域の実情や社会資源も様々
- 振興局は他都府県並に広大。振興局間で面積で4.1倍、人口で73.4倍の差

【振興局単位のP Fが必要な理由】

■ より身近な地域におけるP F形成

- 全道のP Fは「札幌でやっていること」とされ、身近な問題として受け止められない。
- 孤独・孤立対策の重要な理念である「地域づくり」や「つながりづくり」を、全道のプラットフォームで推進することはなじまない。

■ 市町村単位でのP F形成の困難性

- 小規模市町村が多いため、市町村単位のP F設置により、全ての地域で官民連携体制を構築することは、極めて困難。
- 市町村域を超えて活動する関係団体・機関も多い。

【補足】

市町村がP Fを設置することを否定するものではない（むしろ住民に身近でわかりやすい単位と言える）。その場合は市町村のP Fと連携すること。

役割・活動内容・構成団体（イメージ）

全道と振興局の役割分担のイメージ

ほっかいどう P F	くしろ地域 P F
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・孤独・孤立問題や対策に関する広報・啓発 ・支援情報の一元化 ・連携した取組の好事例の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・地域課題の把握 ・地域づくり、つながりづくりの取組の推進 ・市町村の取組の促進 ・住民への情報発信、普及啓発

くしろ地域PFの目的・活動内容

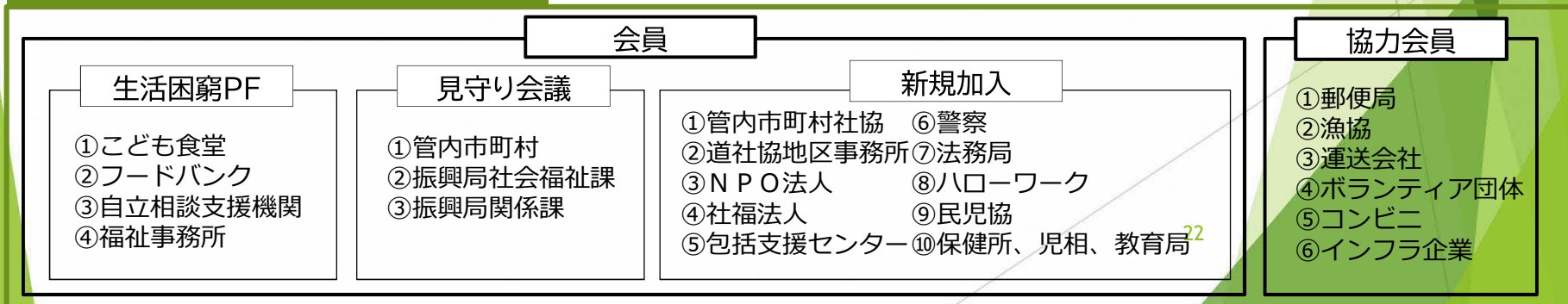
(1) 目的

本プラットフォームは釧路総合振興局管内における孤独・孤立対策を推進するため、行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげることを目的とする。

(2) 活動内容

- 行政機関及びNPO等支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- 孤独・孤立対策に関連する地域課題の共有
- 孤独・孤立対策に係る当事者等への支援体制の整備、地域づくり等に関する取組
- 住民への情報発信、普及啓発
- その他本会の目的を達成するために必要な取組

くしろ地域PFの構成団体(イメージ)



ご清聴ありがとうございました



(出典：令和5年度モデル事業で作成したポスター（電子媒体）)